

## 船舶事故調査報告書

平成24年10月25日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵男（部会長）  
 委員 庄司 邦昭  
 委員 根本 美奈

事故種類	衝突（灯標）
発生日時	平成23年10月18日 18時00分ごろ
発生場所	阪神港堺泉北第6区 浜寺航路第6号灯標 （概位 北緯34°33.3′ 東経135°22.3′）
事故調査の経過	平成23年11月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 <sup>こうしゅう</sup> 幸翔丸 499トン 140289、不二海運株式会社 72.17m×12.20m×7.15m、鋼 ディーゼル機関、1,471kW、平成17年12月
乗組員等に関する情報	船長 男性 60歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和50年7月18日 免状交付年月日 平成21年5月12日 免状有効期間満了日 平成26年8月9日
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷後部ハンドレール等損傷 灯標 上部構造物に曲損
事故の経過	<p>本船は、船長及び航海士ほか3人が乗り組み、阪神港堺泉北第4区浜寺泊地の錨地に向け、船長が船橋当直に就き、前直者の航海士が見張りの補助を行い、マスト灯2個、両舷灯及び船尾灯を表示し、レーダーとGPSプロッターを作動させ、浜寺航路を手動操舵により針路約090°（真方位、以下同じ。）対地速力約7ノットで航行していた。</p> <p>船長は、浜寺航路第4号灯標（以下「浜寺航路」を冠する灯標については、これを省略する。）を通過後、右舷船首方に第6号灯標の灯光が確認できたので、このままの針路で航行すれば大丈夫と思い、浜寺航路東端にある堺浜寺北防波堤灯台及び堺浜寺南防波堤灯台の灯光に注意を向けながら航行した。</p> <p>船長は、北の風を受けながら東進中、右舷前方至近の第6号灯標の灯光に気付き、船尾を左方に振って回避しようとして右舵一杯とした</p>

	<p>が、平成23年10月18日18時00分ごろ本船右舷後部と同灯標とが衝突した。</p> <p>船長は、浜寺航路東端にある両灯台の灯光を確認することに意識を向けており、GPSプロッターにより、各灯標及び本船の位置を確認しておらず、航海士に船位の確認を行うよう指示していなかった。</p> <p>航海士は、第8号灯標の灯光を確認することに意識を向けており、第6号灯標の存在を失念してした。</p> <p>本船は、衝突後、第6号灯標の損傷状況を確認した後、浜寺航路北側に投錨し、海上保安署及び船舶所有者に連絡した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 5、視界 良好</p> <p>海象：波高 0.5m</p> <p>日没時刻：17時22分</p>
その他の事項	<p>浜寺泊地入口両端には、大型船が着棧作業中であり、作業灯により、各灯標の灯光が見えにくい状況であった。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.8m、船尾約3.4mであった。</p> <p>船長は、レーダーを0.5海里（M）レンジで使用していた。</p> <p>船長及び航海士は、浜寺航路の航行経験がなかった。</p> <p>航海士は、灯標の灯光が見えにくかったので、当直交替後も引き続き自ら操舵室に残り、船長の右舷前方で目視により見張りを行っていた。</p> <p>浜寺航路は、西方から第4区（浜寺泊地）に至る長さ3.7M、幅300m、水深16mの航路であり、右舷標識とし、西端から順に第2号灯標、第4号灯標、第6号灯標、第8号灯標及び第10号灯標がほぼ等間隔で設置され、東端には堺浜寺南防波堤灯台が築造されていた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、浜寺航路を東進中、船長が浜寺航路東端にある両灯台の灯光を確認することに注意を向けていたことから、本船の位置を確認せず、第6号灯標に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が浜寺航路を090°の針路で航行中、第6号灯標に衝突したことから、本船が北風に圧流されたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、浜寺航路を東進中、船長が、浜寺航路東端にある両灯台の灯光を確認することに注意を向けていたため、本船の位置を確認せず、北風に圧流され、第6号灯標に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 初めて航行する航路で風の影響が予想される場合には、船位を確認する者を配置すること。</li></ul> |
|--|---|